

(別紙様式 2)

令和 7 年 9 月 19 日

三重海区漁業調整委員会 御中

神 奈 川 海区漁業調整委員会
 電話番号 045-210-8555
 担当者名 広瀬 茂

1 政府要望提案

要望

太平洋クロマグロの資源管理について

要望に至った経緯

- 太平洋クロマグロについては、厳しい漁獲管理が実施されているが、定置網漁業については、混獲が避けられず、入網したクロマグロを再放流するため操業時間が長くなり、経営コストが増大するとともに、産地市場においては取扱金額が減少する等、漁協を始めとした地域経済にまで悪影響が広がっている。
- 国ではクロマグロを再放流する技術開発に努めているとのことであるが、実用化まではまだ時間がかかると考えられ、それまでは漁獲枠を管理することが大変困難で、漁業者は強い不安を感じながら操業している。
- 加えて、厳しい漁獲管理により、操業停止を余儀なくされた場合の支援について、当連合会からの要望でも漁業収入安定対策事業の措置では不十分と指摘してきたところ、国においては休漁の際の支援事業を措置されたところであるが、そもそも漁業収入安定対策事業について、漁獲可能量管理は改正漁業法に基づき実施されているにもかかわらず、同事業においては法的な裏付けがない状態となっている。
- 2014 年の WCPFC 北小委員会の議事録に記載されているように、ISC（北太平洋まぐろ類国際科学小委員会）が行った将来予測のシミュレーションでは、現行の漁獲規制を実施した場合、親魚量が 10 年以内に 12 万 4 千トン（漁獲がないと仮定したときの親魚量の 20% に相当）に回復する確率は、加入が低水準の場合は 2%、平均的な加入がある場合は、61% という予測結果であった。そのようなシミュレーション結果を基に、極めて厳しい漁獲規制が実施されたわけである。しかし、実際には、2015 年の漁獲規制実施後、わずか 7 年で、親魚量は 12 万 4 千トンを超えていた。
- 特に、低水準の加入が継続することを想定し、極めて厳しい漁獲規制を実施すべきであると強く主張していたのが、日本の水産庁であったことが、2014 年の WCPFC 北小委員会の議事録に明記されている。不必要に厳しい漁獲規制の実施を強く主張したのが、日本の水産庁であったということも、WCPFC が厳しい漁獲規制を実施することになった要因であると言っても過言ではないだろう。

- クロマグロの漁獲規制実施後、既に、10年以上が経過したこの時期に、水産庁は、日本で実施されたクロマグロの漁獲規制の妥当性について、事後評価を行うべきである。
- 令和7年度のTACは大型魚が現行の1.5倍、小型魚が現行の1.1倍に増枠された。くろまぐろの国内配分方法については、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会（以下、「くろまぐろ部会」という）が提案した「配分の考え方」に基づいて、配分が実施されたということであるが、「くろまぐろ部会」での議論には疑問点が多くあり、「くろまぐろ漁業者」に寄り添った、科学的、合理的な検討が行われたとは評価することはできない。

要望内容

- 1 ISCが行った将来予測のシミュレーションのもと、極めて厳しい漁獲規制が行われたが、既に、10年以上が経過していることから、水産庁は、日本で実施されたクロマグロの漁獲規制の妥当性について、事後評価を行うこと。
- 2 再放流等のための経営コスト増大については「クロマグロ混獲回避活動事業」等が設置されているが、まだ十分な成果が得られておらず、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来たさないよう、迅速な支払いを、今後とも行うこと。また、今後も厳しい資源管理が継続されることが予想されるため、同事業の継続に努めること。
- 3 資源管理による規制措置により操業停止を余儀なくされる漁業者に対し、国では漁業収入安定対策事業等により、漁業共済制度を上乗せ・補完する補償制度が毎年度予算措置により追加実施されているが、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、これらの支援措置をきちんと網羅し、法的な裏付けのある体系的に整理した制度として継続実施すること。
- 4 令和7年度に増枠されたTACの配分については、負担の公平性という観点から、これまでの負担のアンバランスが是正されるよう、大型魚、小型魚双方に対して、沿岸漁業者への配分を増大し、沿岸漁業者が納得できるような配分とすること。また、上記のTACの配分方法を協議するための検討会を設け、その検討会に各県の沿岸漁業の代表者が参加できるようにすること。
- 5 令和7年度に増枠されたTACの配分については、「くろまぐろ部会」が提案した「配分の考え方」に基づき、配分が実施された。しかし、「くろまぐろ部会」において、「くろまぐろ漁業者」に寄り添った、科学的、合理的な検討が行われたとは評価できない。については、水産庁は部会・委員に対して、必要な助言・指導を行うこと。

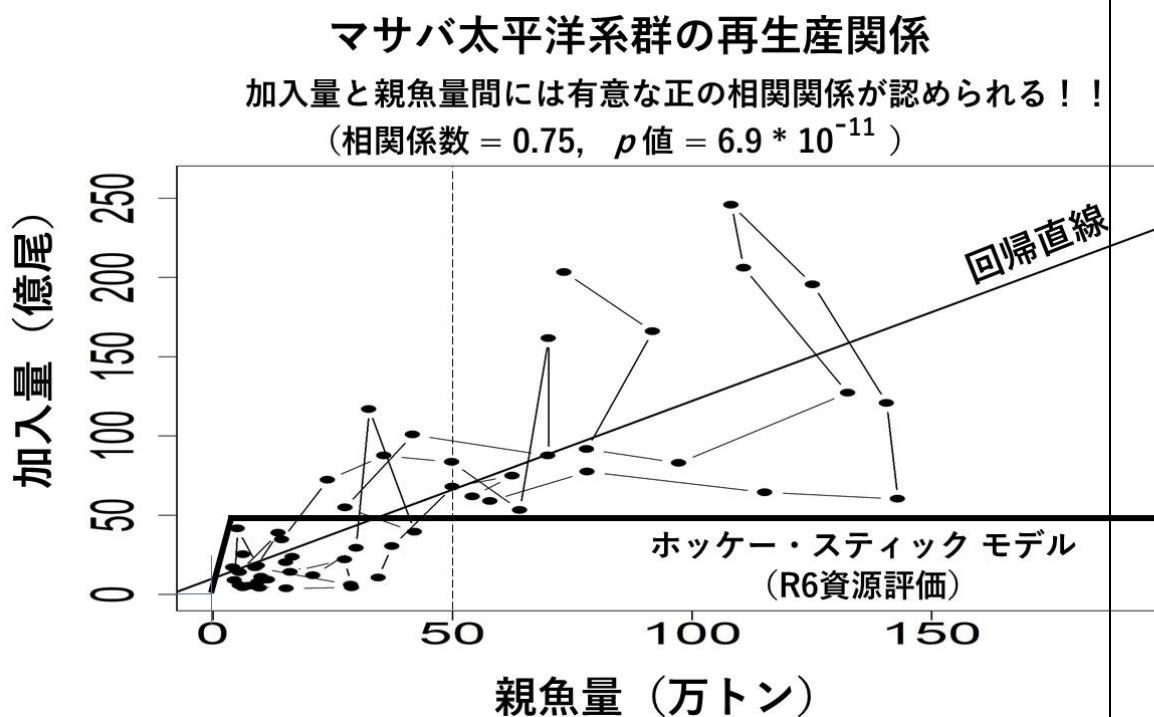
要望

マサバ太平洋系群に関する新たな資源管理について

要望に至った経緯

- 令和7年2月5日に開催された「資源管理方針に関する検討会（ステーク

ホルダー会合)」において示された「マサバ太平洋系群令和6年度資源評価結果」(以下「R6 評価検討会資料」という)、54ページの図13に「親魚量と加入量の関係と1Bルールに適用した加入量の仮定」という図が示されている。この図の説明で、「加入量は親魚量によらず・・・」と記述されているが、科学的根拠が示されていない。実際のデータを分析すると、「加入量は親魚量と有意な相関関係があり、相関係数は0.75と高く、その有意確率は 6.9×10^{-11} と極めて小さかった。加入量(R億尾)の親魚量(S万トン)に対する回帰直線は、「 $R=10.0+1.12S$ 」となり、回帰直線の傾きの有意確率は 6.9×10^{-11} であり、明らかな直線関係が認められた。従って、「加入量は親魚量によらず・・・」は統計的に誤った仮定であり、誤った仮定の下で導かれた図13に表示されているホッケー・スティック型再生産関係は科学的に妥当なものとは言えないことになる。



- 今回採用されている推定手法のSAMでは、このような誤った再生産関係が仮定されており、推定された資源量や、加入量等の信頼性は低いと考えられる。
- 今回採用されているホッケー・スティックモデルは、「加入量は親魚量によらない」という誤った仮定に基づき設定されたものであり、上図を見ればわかるように、全くデータを反映したものにはなっていない。上図のホッケー・スティックモデルを用いて将来予測を行うと、親魚量が約50万トンレベル以上になると、親魚量がいくら大きくなても加入量は約50億尾で一定となり、実際のデータが示す加入量よりもかなり小さい加入量を想定することになってしまう。このことは、漁獲規制によって親魚量が50万トン以上に増大したとしても、親魚量の増大によって加入量が増大することはな

く、漁獲規制による親魚量の増大の効果が過小に評価されてしまうことを意味している。これが、上記のようなホッケー・ステイックモデルを用いて将来予測のシミュレーションを実施すると、目標親魚量水準を達成するために、過大な漁獲量の規制が必要になってしまうメカニズムである。

- 「R6 評価検討会資料」54 ページの図 13 では、「加入量は親魚量によらず平均的には過去全期間の幾何平均値（青太線、49.6 億尾）とするが、・・・」と記述されているが、実際のデータを用いて計算してみると、全期間の幾何平均値は、33.3 億尾になることから再検証が必要と考える。
- 上記に関連し、「R6 評価検討会資料」64 ページの SAM の特徴として、「④再生産関係の形を予め設定し、パラメータを資源尾数等と同時に推定」と記述されているが、54 ページの図 13 は、推定された結果の再生産関係の図か、予め設定した再生産関係の図か不明である。
- 「R6 評価検討会資料」21 ページに、1B ルールを採用した理由として、「生物特性（成長・成熟）の違いによって、 F_{msy} と将来予測結果が大きく変化するが、将来の妥当な生物特性を仮定することは困難であるため、再生産関係に基づく 1A ルールのもとでは、頑健な管理基準値の推定や将来予測が困難であり、1B ルールに変更した」と述べられている。しかし、1B ルールに変更したとしても、実際に将来予測や漁獲管理規則などを設定するためには、将来の生物特性を仮定する必要があることに変わりはない。実際には、生物特性の参照期間として、2つのケースが仮定され、計算が行なわれている（「R6 評価検討会資料」32 ページ参照）。しかし、将来の生物特性の参照期間をどのように設定するかによって計算結果は大きく変わってしまうので、「将来の生物特性の不確実性が大きいために、1A ルールではなく、1B ルールに変更した」と言う理由は、ほとんど意味をなさないように思われる。また、全年の平均を用いた場合ではなく、近年（2017－2023）の平均を用いた場合の計算結果が提案されているが、「将来における妥当な生物特性を仮定することは困難である」にも関わらず、なぜ、近年（2017－2023）の平均を用いた場合を提案するのか説明が不足している。
- 同じく、「R6 評価報告資料」21 ページに、「1) 生物特性（成長・成熟）の違いによって、 F_{msy} と将来予測結果が大きく変化する」と記載されているにも関わらず、「R6 評価報告資料」33 ページの上段の神戸プロットは、近年（2017－2023）の平均を用いて計算された SB_{msy} や F_{msy} が示され、その図上に、全期間のデータがプロットされているのは矛盾していると思われる。近年の平均を用いた場合の神戸プロットの図上にプロットしてもいいのは 2017－2023 年のデータのみではないか。2017 年以前のデータは、全期間の平均から計算した SB_{msy} や F_{msy} を使って作成した神戸プロットの図上にプロットされるべきではないか。
- SAM を用いた場合、MSY 水準の代替値は 62.6 万トン、MSY の代替値は 19.4 万トンと推定されている（R6 年評価）。また、VPA を用いた場合は、MSY 水準が 154.5 万トン、MSY が 37.2 万トンと推定されており（R5 年評価）、その差は 2 倍から 2.5 倍程度もあり極めて大きい。また、同じ SAM を用いた場合でも、仮定する生物特性の参照期間が異なると、同じ F50%SPR の場合でも、

2017-2023 の平均を用いた場合には、MSY 水準の代替値は 62.6 万トン、MSY の代替値が 19.4 万トンであるのに対して、全年の平均を用いた場合には、MSY 水準の代替値は 103.3 万トン、MSY の代替値は 32.7 万トンと推定され、大きく異なる値となっている。しかし、結果的に提案されている MSY 水準の代替値や MSY の代替値は、全年の平均を用いた場合の値ではなく、近年の平均を用いた場合の値が提案されているが、なぜ、全年の平均を用いた場合の値ではなく、近年の平均を用いた場合の値を提案しているのか、その科学的根拠が説明されていない。

- 「R6 評価検討会資料」51 ページの図 8 の神戸プロットを見ると、1970 年から 1978 年までのデータは R5 年評価では赤色の領域にあったが、R6 年評価では赤色から黄色の領域に変更されている。しかし、1970 年から 1978 年までの実際の漁獲係数は F_{msy} の 2 倍から 4 倍の間にあり、かなり過大な漁獲強度であったにも関わらず、1970 年から 1978 年まで親魚量は増大しており、MSY 理論に反する変動を示している。さらに、2010 年から 2019 年は、より危険な乱獲状態にあると考えられる赤い領域にプロットされていたにも関わらず、2010 年から 2019 年の親魚量は増大しており、やはり MSY 理論に反する変動を示している。このような事実は、神戸プロットでは資源変動の合理的な説明はできないことを示していると言えるのではないか。
- 「R6 評価検討会資料」35 ページに示された漁獲規制(案)を実施した場合、漁業者に対して、極めて過大な負担を強いることになるが、上記で述べたように、設定条件によって、推定結果には大きな開きがあり、資源分析そのものの科学的妥当性も含め、とても納得できるものとは言えない。科学的に妥当な資源分析に基づいて、合理的で現実的な漁獲管理が提案されているとはとても思えない結果であり、提案されている内容を受け入れることはできないと考える。

要望内容

- 1 加入量と親魚量間の相関係数は 0.75 と高く（有意確率は 6.9×10^{-11} ）、加入量と親魚量には極めて強い正の相関関係が認められる。また、加入量と親魚量には極めて有意な直線的関係が認められることから、「加入量は親魚量によらない」という仮定は統計的に誤っていることは明白である。また、図 13 に示されているホッケー・ステイックモデルを用いて将来予測を行うと、漁獲規制の効果を過小に評価してしまう可能性が高くなるため、図 13 のホッケー・ステイックモデルを用いて将来予測を行い、それに基づいて TAC の設定を行うといった提案は、今後、行わないようすること。漁獲規制の効果を過小に評価することを避けるためにも、加入量と親魚量の間に極めて強い正の相関関係があることを取り入れた再生産関係を用いて将来予測を行い、TAC の設定等を行うといった方法への変更を検討すること。
2. 令和 6 年 1 月 19 日に国立研究開発法人水産研究・教育機構が示した「我が国周辺水産資源に関する評価結果」と比較して、たった 1 年で、これほどまでに資源評価結果が変わってしまうことに対する納得ができる説明を行うこと。また、急激かつ大幅に漁獲量が変更され、漁業者を混乱させるよう

- なことがないように、管理の継続性等にも十分配慮を行うこと。
- 3 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であるが、今回提案されている結果をみると、逆に漁業者の不信感は増々増大していくように思われる。漁業者が納得できる資源分析、管理基準値を提示すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行うこと。
- 4 マサバ太平洋系群の資源を回復するためには、外国漁船による公海上での乱獲を防ぐことも不可欠であることから、国際的な連携体制のもと、実効性のある資源管理の取組みを進めること。

要望

ミニボート（S U P やカヌーを含む）による危険行為の防止について

要望に至った経緯

- ミニボートは、船舶検査も小型船舶操縦免許も不要で航行区域の制限もなく、船舶の操縦や安全性についての講習の受講機会も少ないということもあります、転覆や機関故障などの事故が多発している。
また、ミニボートはその構造上、漁船から見えにくくレーダーにも映りにくいため、漁船との衝突事故の危険性を抱えるとともに、定置網、養殖用イケス、ブイへの接近・破損など漁業操業にあたっての妨害要因ともなることも懸念される。
- 国においても、民間団体と連携しつつ、利用者への啓発活動や、必要な知識や装備、技術等を総合安全情報サイト（ウォーターセーフティガイド）を通じて発信しているが、ミニボートの事故は増加の一途をたどっていることから、海面における事故防止及び人命の安全確保、さらに漁業操業妨害行為防止のためには、情報提供・普及啓発だけでは不十分で、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要がある。

要望内容

- 1 ミニボートの購買者等に対する船舶の操縦や安全性についての講習受講を、インターネット購買者も含めた販売条件とともに、安全情報の提供や事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名・連絡先情報を整備するよう、ボート製造・販売業界を強く指導すること。
また、安全な航行や漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー反射板の掲示、ポールを立てる装置の設置については、業界への指導や購買者等への普及啓発の強化だけではなく、可能な限り設置の義務化を検討すること。
- 2 海面における航行区域（距離）の制限、夜間航行の制限、年齢制限、安全装置の義務化など、ミニボートの安全を確保するための制度改正に取り組むこと。特に、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけ

でなく、円滑な救難活動のためにも、ミニボートの登録制度や船舶検査制度の導入など、実効性のある対策を積極的に講じること。

3 海難事故等に伴い漁船が救難活動を行なった場合や漁具等を破損された場合などに、漁業者に費用や損害を確実に補てんするため、ミニボートのプレジャーボート責任保険への加入を義務づけること。

2 会議議題提案（他海区への情報提供や質問、提案事項等）

議題

なし

内容

【提出締切】令和7年9月19日（金）